

高知県 備蓄方針

令和3年6月

高知県

はじめに.....	1
I 避難所における備蓄方針	
1. 備蓄の基本的な考え方.....	2
2. 発災後3日間の対応.....	3
(1). 対応方針.....	3
(2). 個人備蓄の啓発の強化.....	3
3. やむを得ない事情により物資が不足する者への対応.....	3
(1) 公的備蓄と流通備蓄の割合.....	4
(2) 公的備蓄の品目と1人あたりの数量の考え方.....	5
(3) 公的備蓄の対象者数.....	6
(4) 公的備蓄数量へ算入もしくは減算できる確保手段.....	8
(5) 分散備蓄の方針.....	8
(6) 目標の設定及び県行動計画への位置づけ.....	9
II 避難場所における備蓄方針	
1. 津波避難場所への備蓄.....	10
(1). 保管しておくべき備蓄の品目及び数量.....	10
(2). 今後の取組方針.....	11

はじめに

本県の避難所における備蓄方針については、平成 17 年度に応急対策ワーキンググループを設置し、助かった命をつなぐため、市町村が最低限備蓄すべき 7 品目や県・市町村の役割分担、個人・流通備蓄の推進等の方針をとりまとめ、平成 18 年度には、第 2 次高知県地震対策基礎調査に基づく想定避難者数を反映した市町村ごとの目標数を設定し、備蓄の推進を図ってきた。

その後、平成 23 年の東日本大震災を受けた平成 25 年の高知県南海トラフ地震被害想定調査による最大クラス (L2) の被害想定により、備蓄量の見直しに取り組んできたところ。

令和 2 年度には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(以下、具体計画)の改訂により、新たな備蓄の考え方も示された。このような備蓄を取りまく環境の変化に対応するため、これまでの備蓄方針を見直し、県内の統一した備蓄方針を定めることとした。

なお、本方針は、県内全ての市町村が実施すべき備蓄のボトムラインを定めるものであり、各市町村においては、地域の実情をふまえ、ボトムライン以上の適切な備蓄を実施することとする。

また、避難場所における備蓄方針については、これまで統一した方針の定めがなかったため、今回併せて避難場所における最低限保管しておくべき品目とその量を定め、取組を推進することとする。

I 避難所における備蓄

1. 備蓄の基本的な考え方

- 最大クラスの地震が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方のもと、備蓄を実施する。
- 外部からの支援の開始が4日目以降となることを踏まえ、最低3日分は県内の物資により対応する。
- 3日分の物資は、個人備蓄を原則とするが、家屋の流失等のやむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、公的備蓄や流通備蓄による供給体制を整備する。
- やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、基礎自治体である市町村の公的備蓄及び県市町村の流通備蓄により対応するものとし、県は広域自治体として市町村を補完する立場から、不測の事態に備えた公的備蓄の充実とともに調達体制の整備を図る。

【解説】

- 備蓄の基本的な考え方のイメージは下図のとおり

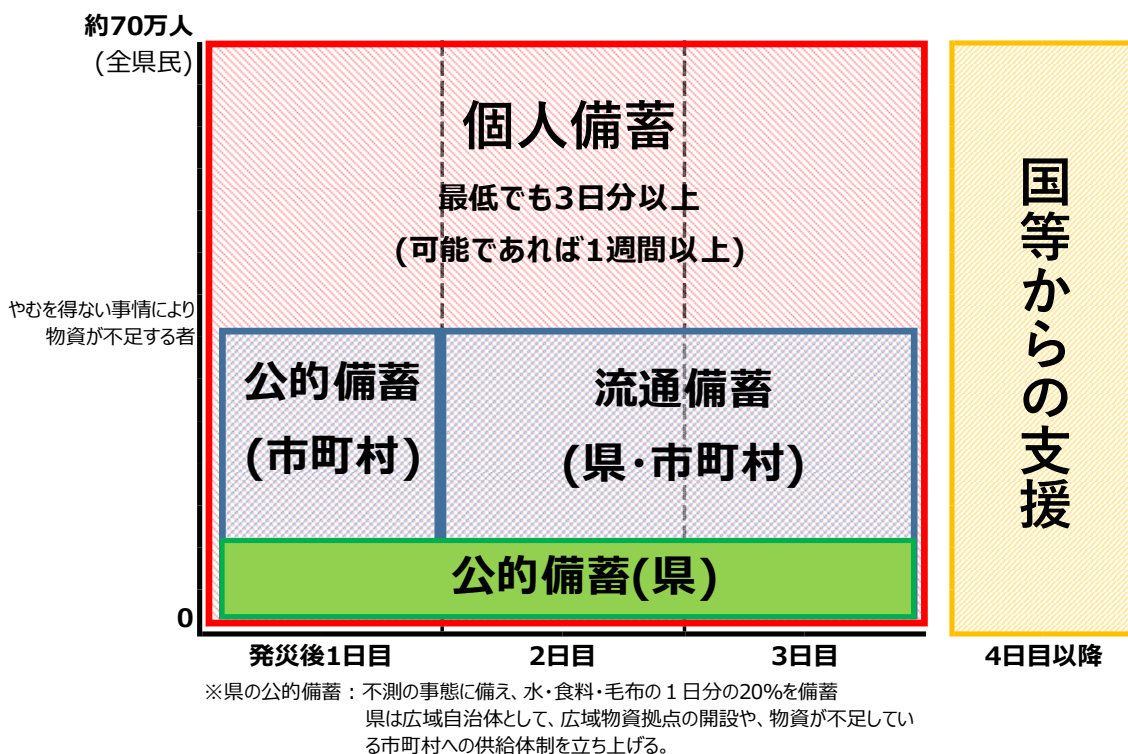


図1：高知県の備蓄の基本的なイメージ

2. 発災後3日間の基本的な対応

(1) 対応方針

発災後3日間については、「自らの身の安全は自らで守る」という防災の基本から、県民による個人備蓄での対応を原則とする。

【解説】

- ・防災基本計画では「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要」と記されている。
- ・公的備蓄では、多額の費用や一定規模の保管場所が必要となり、ロスも発生するが、個人がローリングストックによる備蓄を行えば、そうした課題解決にも繋がる。

(2) 個人備蓄の啓発の強化

県・市町村の、広報誌、ホームページやイベントのチラシ配布などによる啓発のほか、他市町村の取組を参考にあらゆる機会を捉えて啓発を強化する。

【解説】

- ・個人備蓄が備蓄の主軸であるにも関わらず、令和2年度県民世論調査によると、3日分以上の備蓄をしていると答えた方の割合は、水が32.6%、食料が38.0%にとどまっている。
- ・東日本大震災以降の啓発を継続して実施してきたにも関わらず、備蓄の割合が低水準にとどまっているため、下表のとおり、啓発の抜本的な強化が必要である。

啓発手段

- ・広報誌 ・防災行政無線
- ・庁内放送 ・SNS、メール
- ・チラシ、冊子配布

防災訓練などの防災関連イベントだけでなく、転入手続き時、母子手帳交付時、乳幼児検診、保育園・幼稚園の説明会や健康診断、防災マップ配布時などの様々な機会を活用

- ・講習会・学習会・説明会での啓発

自主防災会の学習会に限らず、学校での教育も含む

※期限の迫った備蓄食料等の配布時に併せて実施

3. やむを得ない事情により物資が不足する者への対応

(1) 公的備蓄と流通備蓄の割合

- 3日間のうち、1日分は市町村による公的備蓄を行い、残り2日分県・市町村の流通備蓄での確保を進めていく。
- 流通備蓄は不確実性が高いため、可能な限り、自地域内・商圈内の多くの事業者と協定を締結することとする。
(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、JA(農業協同組合))

【解説】

- 流通備蓄の確保には不確実性が伴うことから、市町村の備蓄目標達成の状況及び流通備蓄の把握状況により公的備蓄と流通備蓄の割合について検討を継続する。
- 県は市町村と協力して流通備蓄でまかなえる物資量を把握・更新し、随時、市町村と共有する。
- 物資の協定先の在庫量、保管場所を把握し、発災時に調達できる物資量の目安を把握する。
- 調達した物資の配送については、県の物資配送訓練において市町村物資拠点への配送の実効性を高めていく。
- 流通備蓄食料について、可能な範囲でアレルギー品目等を考慮する。

(2) 公的備蓄の品目と1人あたりの数量の考え方

最低限必要となる品目及び1人あたりの数量については、下表のとおりとする。

8品目		1人あたりの必要量
飲料水		3リットル/日・人
食料 ^(*1)		3食/日・人(米は1食200g)
ミルク	粉ミルク等	135g/日・人 ^(*2)
	液体ミルク	1リットル/日・人
毛布またはその代替品 ^(*3)		2枚/日・人
生理用品		30枚/1期間・人×1/7 ^(*4) ×1/4 ^(*5)
おむつ	小児用	8枚/日・人
	大人用	8枚/日・人
トイレ	携帯	5回/日・人
	簡易・仮設等	50人あたり1基 ^(*6)
トイレトペーパー		8m ^(*7) /日・人

【解説】

○上表の注釈は次のとおり

(*1)原則、アレルギー対応食品とする

(*2)大手3メーカーで1リットル調乳するのに必要な量の最大値

(*3)2枚のうち1枚はアルミブランケットやエアーマット等の代替品でも可とする

(*4)生理期間(7日間)における1日あたりの必要量を求めたもの

(*5)生理期間を4週に1回と想定したもの

(*6)避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(H28.4 内閣府)

(*7)一般社団法人日本トイレ協会災害用トイレ特別研究会の調査結果

飲料水、食料、おむつ、液体ミルク、生理用品、携帯トイレの量は、具体計画に準拠。なお、米1食200gは平成17年度の高知県応急対策ワーキンググループより設定。

○対象者について

- ・ミルクの対象者数は0歳児とする
- ・おむつの小児用は、0～2歳人口比とする
- ・おむつの大人用は寝たきり高齢者人口比0.5%とする

○対象者の減算について

- ・食料の対象者からは、ミルクの対象者(0歳人口)を減算できることとする。
- ・携帯トイレの対象者からは、おむつの対象者数を減算できることとする。

(3) 公的備蓄の対象者数

公的備蓄の対象者数については、避難所避難者数の1.2倍とする。ただし、毛布については、避難所避難者数の1.0倍とする。

【解説】

- 災害対策基本法第86条の7において、避難所外避難者に対しても必要な措置を講ずることが求められている。

参考：災害対策基本法（抜粋）

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第86条の7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 県の被害想定による津波浸水域外の避難所避難者数については、阪神淡路大震災の実績を元に算出しており、備蓄の必要量についても阪神淡路大震災時の食料不足量である避難所避難者数の1.2倍とするのが適切と考える。
 - 食料が不足している場合は、他の品目についても不足していることが想定されるため、避難所避難者数分のみ（1.0倍）では不十分と考え、食料と同様に、1.2倍とする。
 - 津波浸水域においては、東日本大震災の実績に基づき1.6倍とすることも考えられるが、1.6倍は、浸水域の全住民を公的備蓄・流通備蓄により対応することを意味しており、実際には、床下浸水やマンションなど、個人備蓄にアクセスできる者が相当数存在する。特に、高知市においては、該当する住民が数万人単位でいることから、1.6倍はボトムラインとして過剰と考え、内陸の地域と同様に1.2倍とする。
 - 一方、毛布については、知人宅等にある毛布や掛け布団、洋服等で代用が可能であり、対象者数の1.0倍とする。
- ※国の具体計画に定めるプッシュ型支援が1.6倍としているのは、避難所外避難者の方々が一旦備蓄にアクセスできるものの、3日間で消費することを考慮しているためであり、必ずしも4日目以降のプッシュ型支援と3日間の備蓄を同じ量にする必要はない。（消費されない毛布については、プッシュ型も1.0である。）

参考:避難者数の考え方及び食料不足量1.2の根拠

・平成 25 年度の高知県南海トラフ地震被害想定調査時の避難者数の算出式

【全避難者数(1.6 倍)(発災1日後)】

- 内陸部・・・(全壊棟数+0.13×半壊棟数)×各市町村の1棟当たり平均人員
- 津波浸水域・・・浸水域の居住者全員

【避難所避難者数(1.0 倍)(発災1日後)】

- 内陸部・・・全避難者×60% (残り40%が避難所外避難者)

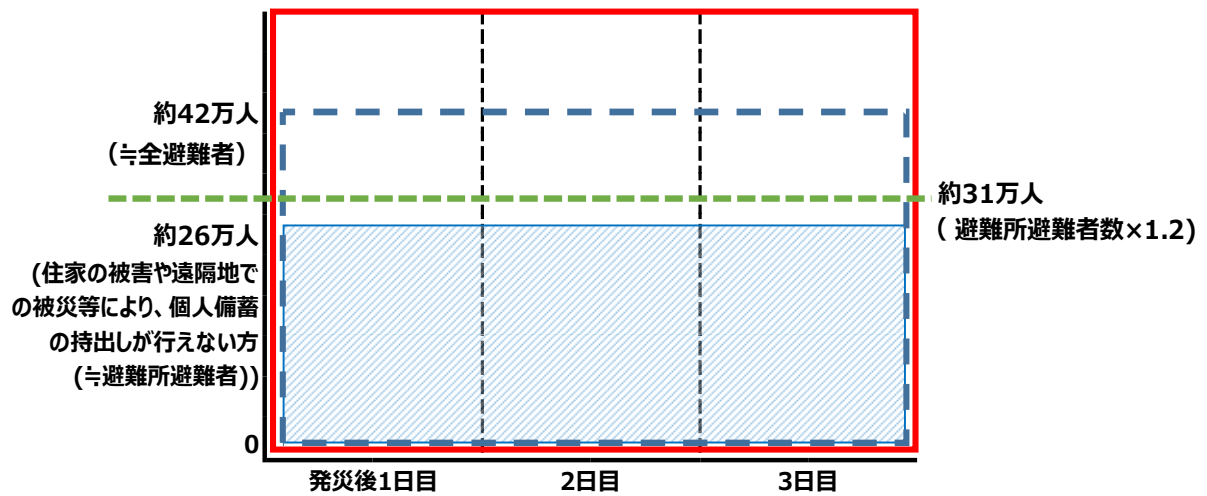
→阪神淡路大震災の実績及び南トラ地震の被害の甚大性・広域性を考慮し、当日～1 日後の
避難所避難者:避難所外避難者=60:40 と想定

- 津波浸水域・・・全避難者×約 66% (残りの約 34%が避難所外避難者)

→東日本大震災の実績から、当日～2 日後の避難所避難者は津波浸水域の居住人口×2/3 を想定

(*)阪神淡路大震災の食料不足量(1.2 倍)

- 阪神淡路大震災において、食料需要が避難所避難者の 1.2 倍発生したことに基づき設定。



(図2 : 対象者数の考え方のイメージ)

(4) 公的備蓄数量へ算入できる確保手段

既存の施設による備蓄が可能な場合や施設内でのローリングストックによる備蓄が可能な場合については、その量を備蓄数量として扱う。ただし、あくまで避難所用として確保しているものに限る。

【解説】

以下の方法を参考に取り組むこととする。

- 飲料水：耐震性貯水槽等で確保している数量を備蓄量とする。
- 食料：学校給食等によるローリングストック分を備蓄量とする。
- ミルク、おむつ：保育施設や社会福祉施設等のローリングストック分を備蓄量とする。
- 毛布：自主防災組織（住民）が避難所へ予め備蓄している毛布の数量を備蓄量とする。
- トイレ：避難所の既設の基数分をトイレの基数とする。
- トイレトペーパー：保育施設や社会福祉施設、公共施設、市町村庁舎等のローリングストック分を備蓄量とする。

※その他、各市町村内で、確実性が一定認められると判断した確保手段については、県と協議のうえで備蓄量とすることができるものとする。

(5) 分散備蓄の方針

発災後3日間は避難所・避難場所などの利用想定場所への物資輸送が困難となることも想定されるため、市町村は可能な限り利用想定場所に備蓄をすること。

【解説】

- 備蓄場所と利用想定場所が異なる場合には、利用想定場所までの輸送体制も併せて準備すること。
- 道路状況などにより、県備蓄や流通備蓄の受け入れが困難な市町村があることを考慮して、県の公的備蓄の保管場所を柔軟に配備するよう今後協議する。

(6) 目標の設定及び県行動計画への位置づけ

- 目標数量、年次計画を行動計画に位置づける。
- 目標の達成年度は令和9年度（第6期行動計画終了時）とする。ただし、避難者割合が県全体の半数以上を占める高知市については、他市町村と同じ目標を目指しつつ、過度な財政負担とならない範囲での備蓄を推進する。

【解説】

- 目標数量については、今後国勢調査の実施や被害想定の見直しが行われる都度、その結果を反映させ、目標値の見直しを行う。
- 本方針に基づいて設定する目標数量は、令和2年度の国勢調査の人口減少分を加味した数量とする。
- 高知市においては、避難者数が県全体の半数以上を占めるため、例えば、水・食料・毛布の3品目の目標量の整備や更新に多額の費用を要し財政負担を強いることとなる。
- 一方で、他市町村と比べて域内商業施設が豊富に存在し、流通備蓄を多く確保することが期待できることや、比較的早い段階での道路啓開が期待できるため、高知市においても、他市町村と同じ考え方のもとに備蓄を進めることとする。
なお、達成時期については、過度な財政負担とならない範囲とする。
- 県は、財政支援を含めた市町村支援について引き続き検討していく。

II 避難場所における備蓄

1. 津波避難場所への備蓄

(1) 保管しておくべき備蓄の品目及び数量

保管しておくべき備蓄の品目及び数量については、下表のとおりとする。

品目	数量	根拠	
飲料水	1.2 リットル／人	熱中症環境保健マニュアル（2018環境省）	
トイレ	携帯	5回／人	1日のトイレの回数（具体計画）
	簡易・仮設等	2基／1箇所 ^(※)	一般・障害者対応型 各1つ
トイレの目隠し	2基／1箇所 ^(※)	一般・障害者対応型 各1つ	
トイレトペーパー	8m／人	一般社団法人日本トイレ協会災害用トイレ特別研究会の調査結果	
ラジオなど通信機器	1台／1箇所	情報収集のため	

※想定避難者数が50人以下ならば、障害者対応型1基／1箇所とする。

【解説】

- 高台にある避難場所で孤立しない場所は、備蓄促進の対象外とする。
- 品目や数量を多くすることについては、各市町村の判断で整備を進める。
- 備蓄を行う主体は、市町村に限らず、自主防災組織や地区等が中心としても良いが、市町村も協力する（自主防災組織等への助言することや備蓄品を保管していない避難場所に必要な備蓄を進めることなど）。

(2) 今後の取組方針

○基本の方針

孤立が想定される高台、津波避難ビル、津波避難タワーに、(1) 最低限、保管しておくべき備蓄の品目及び数量を保管する。

○避難場所ごとの取組内容

ただし、備蓄スペースの確保や土地、建物の所有者から同意が得られないなどの課題については、段階的に課題解決に取り組む、解決が図られた避難場所から順次基本の方針に沿った対応を行う。

【解説】

基本の方針に向けた取組みは下表のとおりとする。

分類	例	取組内容	備考
①保管できる場所 ※近くの倉庫に保管できる場合も含む。		・備蓄の品目及び数量を保管する	【目標】 令和9年度末 ：100% 【進捗管理方法】 備蓄品の保管状況調査 ※自主防災組織が備蓄品を保管する場合、目標達成に向け、市町村も協力する
②課題が解決できる場所	・拡張工事をせずに倉庫を設置できる場所 ・土地や建物の所有者の同意があれば倉庫を設置できる場所 等	・できる範囲での備蓄品の保管を進める ・課題を解決し、備蓄品の保管を進める (倉庫の設置、所有者の同意 等)	・課題が解決した翌年度から①の取組へ移行 ・課題の解決が困難な場合は、翌年度から③の取組へ移行
③課題解決の見込みがない場所 等	・土地や建物の所有者の同意が得られない場所 ・地域の取組として、整備している場所 等	・できる範囲での備蓄品の保管を進める ・非常持ち出し品の持参を啓発する (課題解決の見込みがない避難場所がある地域において、防災学習会又は訓練で、非常持ち出し品の持参の必要性の周知を徹底する)	